（郵便信書認可）　（本號六頁）　明治三十四年六月十九日　（定價二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第三千五十五號
明治廿四年六月十九日　金曜日
舊暦辛卯五月十三日　（丙子）

日出午前四時二十六分　日入午後六時十八分
月出午前一時五十九分　月入午前四時四十四分
蒲潮午前一時四十分　午後三時十分
（西暦一千八百九十一年）

時事新報定價

時事新報へ一年三百六十五日一日も休刊せず其代價郵送料廣告料へ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社より直接に郵便にて郵送スルモノニ限り右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ郵送料を申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報社へ報道に付

近來東京府下を始め各府縣に通信社なるもの起りて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず蹟り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ぜらるゝ方多きが如し爲めに今日まで行違ひを生じたる場合も寡からず就て願ふは今後本社に記事論說を寄稿せんとせらるゝ方は直接に本社に向け發送せられたし

時事新報

諸會社の注意を促す

去年の米、今年の麥何れも豐作にして穀物の價は下落を告げず各地方も少しく潤澤したるにや當春以來都下の公債證書は漸く地方に散するもの多く都下の人は其公債を賣て諸會社の株券を買ふが故に其影響自然に市場に現はれて近日の好景氣を呈したりと云ふ者あり株式の好景氣は必ずしも右の一原因に由るにもあらざる可しと雖も地方の人が公債證書を買ふは事實に相違あるく出入の數に於ても之を知る可し依て竊に案するに近來諸株式の下落は非常にして彼の基礎の怪しきものを除き現在に營業の利益ある會社にても其利益の多寡に算當して株の價は釣合を得ず例へば鐵道株の如き郵船株の如き毎期の配當は凡そ何程にして之を現在の株の實價に照らして算を立てるときは年七八分以上の利息に當るものさへあるに拘はらず地方の人々が此七八分を願みずして五分利の公債證書を百圓に買ひ既に二三分の利益を空ふするのみならず公債證書は政府の意見次節にて時としては市場に實價の下落するみともある可き品柄なるに其危險をも忍れずして只管公債の一方に目を着るとは頗る怪しむ可きに似たれども我輩の所見を以てすれば諸會社の不注意なるが爲めに地方人が會社營業の事情を知らずして其株券の所有を不便利とするが故ありと判斷せざるを得ず公債證書なれば利子は毎年兩度政府の筋より仕拂ひ其性質は簡單明白にして且其利子を請取るにも各地方に處を定めて手數も煩雜ならざれども會社の株券に至りては則ち然らず何々會社と云ふと雖も實際何等の營業するものあるやを知らず假令へ之を知るも其役員は如何なる人物にて會社の利益は如何して生ずるやを知らず年中の營業に利益ありしやを知らざるときもあらん損するときもあらん今月までは斯の如くにして來月よりは之を改るみともあらん會社の實產は何程と限り既往は云々にして將來は斯の如くなりと種々無量の事情ある可しと雖も遠隔の地方に住居する人は都て之を知るに由なし之を知らざるが故に之に思を寄せず即是れ株券を買はずして公債證書を喜ぶ所以あり然るに諸會社は世間に知らるゝの工風を運らすやと云ふに曾て其事あきのみか却て自から營業の事情を秘するものゝ如し一年二度の定式總會に決議したりとて一片の損益表を新聞紙に廣告し役員は誰々が再任又は新に就任と記すのみにて固より其內部の情を詳にするに足らず或は株主中には毎期の報告書を附附すれども是れとても其總會の席にて決定したるものを報知するまでにして其決定に至るまでの討議とてはなく唯公文に等しき無味淡泊の一小冊子の如き郵船株の如き毎期の配當金は如何やうにして尚は且會社の內實を知らず奇なりと云ふ可し我輩は諸會社の小株主等が責任もなくして多言あるを悅ぶに非ず深く役員に托して百事ふれに信任するみを願ふ而あれども營業上の秘密にあらざる限りは株主に示し隨て之を世間一般に公にして會社の信用を厚くするは商賣上に最も大切あるみと云はざるを得ず凡そ會社の役員に其社の株券の下落を愛へざる者はなかる可し而して其下落は世間に株を買ふ者少なきが故にして之を買ふ者の少なきは一切會社の事情に暗くして且その株を所有するの順序手續を知らざる故なり左れば今諸會社の爲めに謀るに

毎年二度の報告は公然たる報告として時を會社營業の事情を記し秘密にあらざる限りは詳に細件までも筆まめに認めて株主へは無論廣く世間一般に報道するみと緊要あるる可し

又株券を買ひ之を書替へ毎期の配當を請取るの手續をも示し株を買入れんとするには何れの邊に之を託し其代金を送るには凡そ斯の如くし記名の書替は書留郵便にて本社へ送る、其ふれを送る郵便印紙代は凡そ何程にして往復凡そ何日にて自分記名の株券を落手すべしと之を落手したる上にて毎期の配當金は如何やうにして何れにて之を請取る可し其割合は前期斯の如し來期の見込は凡そ云々にして五分利の公債證書を所有するよりも割合宜し假令へ五分利同樣の割合にても今より三五年後の有樣は斯の如くある可し或は又その所有株を賣らんとするときは云々の手續にて容易に時の相場を以て金に易ふ可し云々に至るまでも反覆丁寧田舍の婦人子供にも解し易きやうにして根氣強く之を廣告したらんには地方の人も漸く會社の事情を明にして株の所有も左さてむづかしき事にあらずとて漸く勇氣を生じ九州の人が北海道の炭礦株を買ひ奧州の人が九州鐵道に手を出し木曾の山人が郵船會社の株を所有すれば五帆平戶の漁夫が山陽鐵道の株主たるみともあるに至る可し今日の處にて諸會社の株券は都鄙富豪の所有にあらざれば金融社會投機者流の玩弄物たるもの多きの有樣なれども若し此株券が廣く國中に散して中人以下の手に落ち一株二株の所有主を生ずるに於ては其會社の堅固あるみと復た今日の比にあらざる可し從來政府の筋の預金を見るに其預け人は全國の中人以下に多しと云ふ小民の財產小あり雖も之を集れば決して小あらず自分諸會社の理事者は廣告報道を勉めて紮務擴張の工風專一なる可し會に一會社の私利のみに非ず自から天下公共の大利益あらんと我輩の信ずる所あり

官報

〇內務省告示第二十二號

一喜樂世界　一冊

日本橋區新和泉町一番地寄留　太田　乙治發行

右出版物ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルヲ以テ其發賣頒布ヲ禁止ス

明治廿四年六月十八日　內務大臣子爵品川彌二郎

〇內務省告示第二十三號

一貴顯行車扇面　一枚

愛知縣名古屋市北驛町三番戶　杉本菊太郎發行

一貴顯通車扇面　一枚

愛知縣名古屋市隅田町百九十六番戶　太田虎治郎發行

右出版物ハ治安ニ妨害アリト認ムルヲ以テ其發賣頒布ヲ禁止ス

明治廿四年六月十八日　內務大臣子爵品川彌二郎

〇東京府告示第六十號

管內人民ニシテ數人團結シ北海道ニ移住セントスル者ハ自今其族籍氏名年齡及ビ渡航ノ目的等詳記シ其住居地郡區役所ノ證明ヲ得テ同道廳ニ差出スヘシ

明治廿四年六月十八日　東京府知事侯爵蜂須賀茂韶

〇共葬墓地使用規則市會ノ議決ヲ經內務大臣大藏大臣及東京府知事ノ許可ヲ受ケ左ノ通之ヲ改定ス

東京市參事會
東京府知事侯爵蜂須賀茂韶

明治廿四年六月十八日

東京市規則第三號

共葬墓地使用規則

第一條　墓地ノ使用ハ戶主ヨリ出願スヘシ但シ戶主死亡シタル場合ニ於テハ其遺族若クハ縁故アル戶主ヨリ出願スルコトヲ得

第二條　戶主ニ非サル寄留人若クハ止宿人死亡シタルトキハ縁故アル戶主ヨリ出願スヘシ

第三條　墓地使用料ハ左ノ等級及坪數ニ應シ各墓地限リ使用許可ノ始メニ於テ一時ニ之ヲ後收スヘシ

使用坪數	上等地	中等地	下等地
一坪以下	一坪ニ付　三圓	一坪ニ付　一圓五十錢	一坪ニ付　三十七錢五厘
二坪以下	一坪ニ付　四圓五十錢	二坪ニ付　二圓	二坪ニ付　五十六錢三厘
三坪以下	一坪ニ付　六圓	三坪ニ付　二圓七十五錢	三坪ニ付　七十五錢
四坪以下	一坪ニ付　七圓五十錢	四坪ニ付　三圓七十五錢	四坪ニ付　九十三錢八厘
五坪以下	一坪ニ付　九圓	五坪ニ付　四圓五十錢	五坪ニ付　一圓五十錢
六坪以下	一坪ニ付　十圓五十錢	六坪ニ付　五圓二十五錢	六坪ニ付　一圓八十七錢五厘
七坪以下	一坪ニ付　十二錢	七坪以下　一坪ニ付　六圓	七坪以下　一坪ニ付　二圓
八坪以下	一坪ニ付　十三圓五十錢	八坪以下　一坪ニ付　六圓七十五錢	八坪以下　一坪ニ付　二圓二十五錢
九坪以下	一坪ニ付　十五圓	九坪以下　一坪ニ付　七圓五十錢	
十坪以下	一坪ニ付　十六圓五十錢	十坪以下　一坪ニ付　八圓二十五錢	

右ノ外一坪ヲ增ス毎ニ此割ヲ以テ使用料ヲ增加スルモノトス

第四條　從前墓地ヲ使用スルモノ增坪ヲ請求スルトキハ前後ノ坪數ヲ通算シ第三條ノ乘率ニ依リ增坪ノ使用料ヲ徵收ス

第五條　下等地ノ使用ハ各墓地限リ四坪ヲ超過スルコトヲ得サルモノトス但上等地又ハ中等地ヲ使用スルモノ下等地ヲ增坪トシテ請求スルトキハ前後ノ坪數ヲ通算シ本條ノ坪數ヲ超過スルヲ得ス

第六條　墓地ノ使用願狀ハ使用請求者ノ適宜一任ストヽ雖トモ上等地ハ一坪未滿中等地ハ半坪未滿下等地ハ四半坪未滿ノ使用ヲ許可セサルモノトス

第七條　墓地ノ位置撰定ハ使用者ノ望ミニ應スヘシト雖トモ每區限ニ於テ既ニ使用ヲ許可シタル場所アルトキハ之ニ接續シタル場所ヨリ順次使用セシムルモノトス

第八條　墓地ヲ使用セントスル者ハ其場所ヲ撰定シ願書ヲ作リ番守人ノ證印ヲ取リ墓地所在地區長（染井墓地ハ本郷區長雜司ヶ谷墓地ハ小石川區長淺草谷中根津墓地ハ麻布區長靈巖寺墓地ハ本所區長）ノ許可ヲ受ケ墓地使用券ヲ受取ルヘシ

第九條　墓地使用者ハ家書相續人ヲ除クノ外其使用權ヲ他人ニ移轉スルコトヲ許サス若シ埋葬セサル一部若クハ其全部不用ニ屬シタルトキハ番守人ノ證印ヲ取リ區長ニ願出之ヲ返納スヘシ

第十條　區長ニ於テ前條ノ願ヲ受ケタルトキハ每等其坪數ニ應シ第三條ニ揭ケタル一坪以下ノ金額ヲ以テ下附スルモノトス

明治二十二年七月十一日以前ニハ上等地ハ一坪金二圓中等地ハ一坪金一圓中等地ハ一坪以下ノ場合ヲ以テ下附スルモノトス

雜報

〇北海道の鰊魚に憂ふべき兆候あり

ば實に同道特有の一大物產なるに十萬圓の多額に上り此一物を入する米穀を購買し得る程なる憂ふべき兆候あるを發見にても頻りに之が調査に從事し調査には唯其南方の一局部に一般の調査を終るに非ざれども兎に角憂ふべき兆候と云ふ元來魚類の跡を絕ち獲に豐凶常なきの現象を顯少となるは外國の實驗に徵の如きは歐洲北海の同樣沿岸を辭して更に北方の遠少なからざる事にて北海道は次第に北部に移り行き隨は遂に其價値を失ふに至るは在りては其漁獲の豐凶く福山地方の如きは年々次の如きも著しく群來を減じの沿海にては明治初年の頃近來は豐凶實に常なく殊にと爲りたる抔の事實に徵す洲北海の沿革の如く次第につべき兆候ゆ現象たるやも頻りに之を憂慮し本年も益との事あるが若し果して跡に同道に取りては由々しき受け居るにも拘はらず大坂監獄署に就きる十五日午後四時より更に玉城氏が大坂監獄署に出席せしに出席員七十餘名にて告せり其の要領は聞に抑も支辨ありしも政府は一時經に改正したり元來日本の法

〇監獄費國庫支辨を仰ぐの郡部內の有志家が今の府縣あれば初期の帝國議會に於以て府縣地方稅負擔の監獄此程集會を開き差當り現今に決し調査委員を撰擧して受け居るにも拘はらず大坂の多く監獄費は明治二十三十一囘餘外に建築繼續費總同年度大坂府地方稅總額三半額は監獄費に在り今假に坂府監獄署の囚徒の員數と比ば大坂は四千三百三十六人手縣は四百四十四人あり然比例を取るも大坂府程囚徒地控訴院所在地の囚徒を比六人、東京は四千六百五十七長崎は九百九十四人、宮城く常に最多數の囚徒あるは